

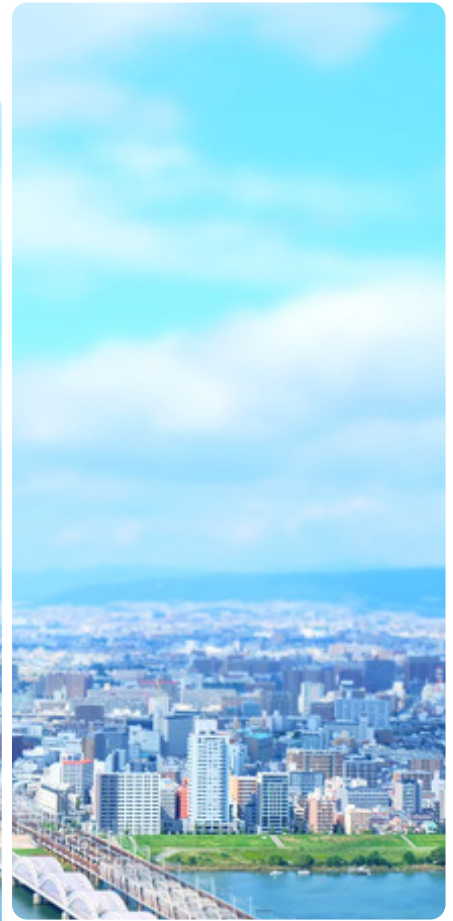
令和 6 年度 胆振総合振興局管内流域治水協議会

資料－ 5

情報提供等

流域治水対策等の 主な支援事業集

..... 2024



令和6年4月

流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議



流域治水

流域治水対策等の主な支援事業

	内容	支援策	交付金等	交付対象事業	主な要件等	事業費負担割合				所管官庁	支援先	掲載箇所
						国	都道府県	市町村	その他			
利水ダムを含む既存ダムの洪水調節機能の強化	利水ダム等における事前放流の更なる推進	特別交付税措置	事前放流に伴う損失補填	二級水系の河川管理者である都道府県が利水ダム等の事前放流に伴う損失補填を行う場合に特別交付税措置(措置率 0.8)を課する。(一級水系の都道府県所管の多目的ダムも同様)	事前放流に使用した利水容量等が回復しないことに起因して、従前の機能が著しく低下し、かつ、気象庁による降雨予測と実績とに著しい相違が生じたことに合理的理由がある場合、機能回復のために要した措置等について、利水ダム管理者又は関係利水者の申し出に基づき、河川管理者と利水ダム管理者又は関係利水者が協議の上、必要な費用を負担する。 なお、具体的な損失補填内容は、「事前放流ガイドライン(令和3年7月)」による。	8/10	2/10	-	-	総務省	河川管理者	1
	農業水利施設の活用	直轄	国営かんがい排水事業	施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備等	農業水利施設の新設、廃止又は変更で、次の全てに該当するもの (1)治水協定を締結済み又は締結する見込み (2)治水協定ダムの洪水調節に利用可能な容量の増大 (3)受益面積が500ha以上(畑にあっては、100ha以上) 等	2/3等	30%等	3.4%等	(農業者) 0.0%	農林水産省	直轄事業	2
		補助金	水利施設整備事業	施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備等 農業用ダムにおける水利利用の調査及び洪水調節効果の検証等 市街地・集落を含む農村地域の排水を担う排水施設の整備	農業水利施設の新設、廃止又は変更で、 (1)洪水対策型 次の全てに該当するもの ア 治水協定を締結済み又は締結する見込みがある水系で実施すること イ 洪水調節に利用可能な容量の増大又は事前放流等の円滑な実施に必要な施設整備であること ウ 緊急水管理システム整備については、河川管理者にデータを提供するための機器の整備に限り、治水協定により新たに整備を要するダムであること等 (2)流域治水推進型 次の全てに該当するもの ア 受益面積がおおむね200ha以上、かつ、そのうち5割以上の面積で「田んぼダム」の取組が実施又は実施済みであること イ 次のいずれかに該当する地域で実施すること (ア)流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は事業実施年度中に策定・公表される見込みの水系 (イ)治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系 (ウ)地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの	(1) 50.0%等 (2) 50.0%等	32.0%等	18.0%等	0.0%	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、土地改良区)	3
		補助金	水資源機構かんがい排水事業	施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備等 農業用ダムにおける水利利用の調査及び洪水調節効果の検証等	水資源開発施設等の新築及び改築を行う事業であって、次の全てに該当するもの (1)河川管理者、ダム管理者等との間において「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」(令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定)に基づく治水協定の締結が完了している又は当該年度中に締結される見込みがある水系で実施すること (2)治水協定ダムの洪水調節に利用可能な容量を増大させること	2/3等	30.0%	3.4%等	(農業者) 0.0%	農林水産省	独立行政法人(水資源機構)	
		補助金	基幹水利施設管理事業	流域治水プロジェクト等に位置付けられた国営造成施設の維持管理	ダム、頭首工等及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路であって、 (1)一般型(次の全てに該当するもの) ア 国により都道府県または市町村へ管理委託された施設 イ 1施設当たりの受益面積が概ね1,000ha以上(畑にあっては300ha以上) ウ 非農地率概ね10%以上 エ 施設の規模等に係る要件に該当する施設又は流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設 (2)特別型(次の全てに該当するもの) ア 国により都道府県へ管理委託された施設 イ 1施設当たりの受益面積が概ね3,000ha以上 ウ 非農地率が概ね20%以上 エ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの	(1) 30.0% (流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設は 1/3) (2) 1/3 (平成7年度以前採択地区は 40.0%)				国の補助残については、都道府県、市町村、その他(土地改良区等)で協議した上で負担割合を決定	農林水産省	地方公共団体(県、市町村)
	補助金	水利施設管理強化事業	流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設の流域治水のための取組	ダム、頭首工等及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路であって、 (1)一般型 治水協定ダムの洪水調節機能強化の発揮及び地域防災計画に位置付けた施設の防災・減災機能を含む多面的機能の発揮等に対応した維持管理に係る費用の支援 (2)特別型 流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設(一般型の施設を除く)の流域治水にかかわる次のア又はイの取組支援 ア 流域治水推進のための管理体制構築等に係るもの イ 治水協定ダムの事前放流、農業用ため池の低水位管理、農業水利施設を活用した事前排水	(1) 50.0% (2) 50.0%				国の補助残については、都道府県、市町村、その他(土地改良区等)で協議した上で負担割合を決定	農林水産省	地方公共団体(県、市町村)	5
	利水ダムの事前放流の強化	補助金	利水ダム治水機能施設整備費補助	利水ダム設置者が事前放流を行うために必要となる放流施設の整備等を行う事業	次の各号のすべてに該当するものとし、河川管理者と利水ダム設置者が協議を行い、双方が当該各号の要件該当性について確認したもの。 ・一級河川又は二級河川の利水ダムであって、利水ダム設置者が放流施設の整備等を行うことで、事前放流の強化による一定の治水効果が発揮されること。 ・事業完了後、ダムの操作が適切に実施される見込みがあること。 ・河川管理者や関係市町村その他の関係機関と連携し、当該利水ダムに関する放流状況等に関する情報連絡体制が構築されること。 ※1 河川法第9条第2項又は河川法第10条に基づき、都道府県知事が管理する区間に設置された利水ダムにおける事業の場合、当該区間を管理する都道府県知事が費用の一部を負担するものに限る。	1/2以内	費用の一部 ※1	-	1/2	国土交通省	利水ダム設置者(民間事業者、地方公共団体、公営企業局 等)	6
		補助金	利水ダム治水機能向上補助事業	利水ダム設置者が事前放流を行うために必要となる放流施設の整備等を行う事業	次に掲げる1～5の全ての要件に該当するものとする。 1. 一級河川又は二級河川に設置された利水ダムにおいて、河川管理者(河川法第9条第1項の規定により河川を管理する者)が放流設備の整備等を行うものであること。 2. 放流設備の整備等の対象となる利水ダム設置者が本事業の実施に同意していること。 3. 放流設備の整備等により、ダム下流河川の治水上の基準点等において、洪水量の低減効果が見込まれるものであること。 4. 上記3の効果を見込むために必要な操作規則等を供用開始までに作成する見込みであること。 5. 河川整備計画に当該事業が位置づけられていること。	1/2 5.5/10 2/3 6/10 7/10 9/10	-	-	1/2 4.5/10 1/3 4/10 3/10 1/10	国土交通省	利水ダム設置者(民間事業者、地方公共団体、公営企業局 等)	7
	利水ダム等における事前放流の更なる推進	税制特例	事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る特例措置(固定資産税等)	事前放流のために利水ダムの放流施設を整備した場合に、民間事業者等が整備する当該施設の治水に係る部分の固定資産税を非課税とする	地方税法第三百四十八条第二項第四十五号の適用を受ける償却資産として、地方税法施行令第五十一条の十五の十一第一項に規定する要件を満たすもの。 国有資産等所在市町村交付金法第二条第一項第四号又は第五号の適用を受ける償却資産として、国有資産等所在市町村交付金法施行令第一条の二第一項又は第一条の三第三項に規定する要件を満たすもの。	-	-	-	-	国土交通省	民間事業者等(民間事業者、地方公共団体、公営企業局 等)	1※再掲

流域治水対策等の主な支援事業

	内容	支援策	交付金等	交付対象事業	主な要件等	事業費負担割合				所管官庁	支援先	掲載箇所
						国	都道府県	市町村	その他			
流域の雨水貯留浸透機能の向上・治水機能の保全	水田の貯留機能向上	補助金	農業競争力強化農地整備事業	水田の貯留機能向上のための「田んぼダム」等に取り組む地域で実施される農地整備	(1)農地整備 次の全てに該当するもの等 ア 受益面積20ha(中山間10ha)以上 イ 担い手への農地集積80%以上 等 ※水田及び粟・大豆等を作付けする畑地が受益面積の8割以上占める地区 それ以外の地区は50%以上 (2)「田んぼダム」関係 次の全てに該当するもの等 ア「田んぼダム」の取組等を定めた計画が策定されている イ 受益面積の5割以上で「田んぼダム」の取組が実施又は実施見込み ウ 次のいずれかの流域治水対策を実施する区域であること (ア)流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は当該年度中に策定・公表される見込みの水系で実施 (イ)治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施 (ウ)地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置付けられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの 等	(1) 50.0%等 (2) 定額 50.0%等	27.5%等	10.0%等	(農業者) 12.5%等 － 0.0%	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、土地改良区)	8
		補助金	農地中間管理機構関連農地整備事業	水田の貯留機能向上のための「田んぼダム」等に取り組む地域で実施される農地整備	(1)農地整備 次の全てに該当するもの等 ア 全ての農地において農地中間管理機構等の期間が15年間 イ 受益面積10ha(中山間5ha)以上 ウ 担い手への農地集団化が8割以上 エ 収益性が2割以上 等 (2)田んぼダム関係 次の全てに該当するもの等 ア「田んぼダム」の取組等を定めた計画が策定されている イ 受益面積の5割以上で「田んぼダム」の取組が実施又は実施見込み ウ 次のいずれかの流域治水対策を実施する区域であること (ア)流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は当該年度中に策定・公表される見込みの水系で実施 (イ)治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施 (ウ)地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置付けられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの 等	(1) 62.5%等 (2) 定額 62.5%等 ※機構集積推進事業と合わせた補助率	27.5%等	10.0%等	－ － －	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、土地改良区)	9
		補助金	中山間地域農業農村総合整備事業	水田の貯留機能向上のための「田んぼダム」等に取り組む地域で実施される農地整備	次の全てに該当するもの (1)農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域 (2)農業生産基盤整備1工種以上かつ全体で2工種以上 (3)受益面積の合計が10ha以上(生産・販売施設等を整備する場合は5ha以上) (4)5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が全農用地の面積の50%以上を占める地域	55.0%等	32.0%等	11.0%等	(農業者) 2.0%等	農林水産省	地方公共団体(県、市町村)	10
		交付金	農地耕作条件改善事業	水田の貯留機能向上のための「田んぼダム」等に取り組む地域で実施される農地整備	(1)農地整備 次の全てに該当するもの等 ア 総事業費が200万円以上 イ 受益者(農業者)が2者以上 等 (2)田んぼダム関係 次の全てに該当するもの等 ア「田んぼダム」の取組等を定めた計画が策定されている イ 受益面積の5割以上で「田んぼダム」の取組が実施又は実施見込み ウ 次のいずれかの流域治水対策を実施する区域であること (ア)流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は当該年度中に策定・公表される見込みの水系で実施 (イ)治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施 (ウ)地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置付けられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの 等	(1) 定額 50.0%等 (2) 定額 50.0%等	27.5%等	10.0%等	(農業者) － 12.5%等 － 0.0%	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、土地改良区)	11
		交付金	多面的機能支払交付金	水田の雨水貯留機能の強化(「田んぼダム」)を推進する活動	(1)資源向上支払(共同)において、非農業者の参画が必要 等 ※交付単価:2,400円/10a 等 (2)加算措置 次の全てに該当するもの等 ア 資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積全体的うち、5割以上で田んぼダムを農地整備 イ 市町村による水田貯留機能強化計画の策定 等 (流域治水プロジェクトの計画等に田んぼダムの設置が位置づけられている地域は策定不要) ※加算単価:400円/10a 等	50.0%等	25.0%等	25.0%等	－	農林水産省	市町村長が事業計画を認定した活動組織又は広域活動組織	12
		直轄	国営農用地再編整備事業	洪水調節機能の強化に資する排水施設の整備 水田の貯留機能向上のための「田んぼダム」等に取り組む地域で実施される農地整備	次の全てに該当するもの等 ア「田んぼダム」の取組等を定めた計画が策定されている イ 受益面積の5割以上で「田んぼダム」の取組が実施又は実施見込み ウ 次のいずれかの流域治水対策を実施する区域であること (ア)流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は当該年度中に策定・公表される見込みの水系で実施 (イ)治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施 (ウ)地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置付けられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの 等	2/3等	30.0%等	3.4%等	(農業者) 0.0%	農林水産省	直轄事業	13
農地の保全		交付金	中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等において、農業生産条件の不利益を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を継続するための活動	農業者等が締結する集落協定等に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等(水路・農道等の管理を含む)を実施すること ※交付単価は田(急傾斜):21,000円/10a、畑(急傾斜):11,500円/10a等	50.0%等	25.0%等	25.0%等	－	農林水産省	市町村長が事業計画を認定した農業者団体等	14
		交付金	多面的機能支払交付金※再掲	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動	市町村が認定した活動計画に基づき、交付の対象となる活動を実施すること (1)交付金の構成 ア 農地維持支払 ※交付単価:3,000円/10a 等 イ 資源向上支払(共同) ※交付単価:2,400円/10a 等 ウ 資源向上支払(長寿命化) ※交付単価:4,400円/10a 等 (2)加算措置 ア 多面的機能の更なる増進 イ 水田の雨水貯留機能の強化(「田んぼダム」)の推進 ※加算単価:400円/10a 等	50.0%等	25.0%等	25.0%等	－	農林水産省	市町村長が事業計画を認定した活動組織又は広域活動組織	12※再掲

流域治水対策等の主な支援事業

	内容	支援策	交付金等	交付対象事業	主な要件等	事業費負担割合				所管官庁	支援先	掲載箇所
						国	都道府県	市町村	その他			
流域の雨水貯留浸透機能の向上・治水機能の保全	森林の浸透・保水機能の発揮	補助金等	森林整備事業	森林の水涵養機能(洪水緩和機能)の発揮等を目的とした、森林所有者等や国立研究開発法人森林研究・整備機構の実施する間伐等の森林整備やこれに必要な路網整備	(1) 間伐等の森林整備 1) 施行地の面積が0.1ha以上であること等	51%等	17%等	32%等		林野庁	地方公共団体、森林所有者、森林組合等	15
		補助金等	治山事業	荒廃渓流の安定化や崩壊地の復旧のための治山ダム等治山施設の設置や保安林の整備等	(2) 路網整備 次のすべてに該当するもの等 1) 地域森林計画に記載された林道であること 2) 林道規程に規定する自動車道であること 3) 利用区域面積が30ha以上であること	45/100等	都道府県により異なる	55/100等	-			
		補助金等	治山事業	荒廃渓流の安定化や崩壊地の復旧のための治山ダム等治山施設の設置や保安林の整備等	山地において天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃渓流、はげ山及び地隙(以下「崩壊地等」という。)の復旧整備を行うものであって、次の(1)及び(2)に該当するものであること 等 (1) 崩壊地等が次のアからウまでのいずれかに該当するものであること ア 荒廃の拡大又は土砂、流水等の流出により現に下流に被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあるものであること、流域保全上重要なもの イ 活断層周辺又は沿岸部の山地における崩壊地であって、地震又は津波により著しい被害を及ぼすおそれのあるもの ウ 公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもの (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するものであること ア 1級河川上流で行うもの イ 2級河川上流で行うもの ウ その他の河川又は地区で行うものであって、崩壊地等が次の(ア)から(エ)までのいずれかに被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるもの(ア)から(エ)までのいずれかに被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものについては、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。) (ア) 市街地又は集落(人家が10戸以上あるものに限る。) (イ) 主要公共施設 (ウ) 農地、ため池、用排水施設、漁場等 (エ) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等	-	1/2等	-	-	林野庁	都道府県	16
		税制特例	貯留機能保全区域の指定に係る特例措置(固定資産税・都市計画法)	貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を2/3～5/6とする。	市町村による条例制定	-	-	-	2/3～5/6	国土交通省	土地所有者	17
	農地等の貯留機能の活用	交付金	統合河川環境整備事業	・汚濁の著しい河川の水質改善 ・魚類の遡上・降下環境の改善※ ・自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生※ 「水辺の集約構想」又は「かわまちづくり計画」に位置づけられた河川管理施設の整備 ※貯留機能保全区域における取組も対象	次のいずれかの要件を満たすこと ・指定区間内の一級河川又は二級河川のうち汚濁の著しい河川についての水質浄化を行う事業、並びに一級河川又は二級河川の汚濁の原因となっている指定区間内の一級河川、二級河川若しくは準用河川についての水質浄化を行う事業等 ・指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、横断工物により河川等が分断され、魚類の遡上・降下が困難な区域※において魚道の整備を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの ・指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、従来の自然環境が著しく阻害されている河川等の特に必要とする区域※において自然環境の保全・復元を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの ・民間事業者と連携する水辺の整備を行う事業のうち、指定区間内の一級河川及び二級河川において、「かわまちづくり計画」に都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組が位置づけられた河川管理施設の整備を行う事業 ・指定区間内の一級河川及び二級河川において、「水辺の集約構想」又は「かわまちづくり計画」に位置づけられた河川管理施設の整備を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの※区域には、特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域を含む。	1/3 (沖縄1/2)	-	-	-	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)	18
		補助金	特定都市河川浸水被害対策推進事業	・特定都市河川に指定済み又は指定予定である河川で、流域水害対策計画の策定、変更 ・特定都市河川流域で河川の整備、雨水貯留浸透施設の整備、浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定と併せた二級堤の築造、排水施設の整備 等	・河川改修事業を実施する河川において、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の公表がなされていること。 ・流域水害対策計画に基づく浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定が5年以内になされる見込みであること。 ・当該特定都市河川流域内で、立地適正化計画を作成済又は作成に向けた具体的な取組を開始し公表している市町村において、概ね5年以内に当該計画に防災指針が記載される見込みであること。 ・指定区間内の一級河川又は二級河川において、雨水貯留浸透施設又は二級堤を市区町村、民間事業者等が整備する場合、都道府県又は政令指定都市が四分の一を目安に負担するものに限る。ならびに、貯留機能保全区域の指定と併せた排水施設を市区町村が整備する場合、都道府県又は政令指定都市が四分の一を目安に負担するものに限る。(※1)	1/2	1/4 ※1	1/4 ※1 その他は民間事業者等が整備する場合		国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)、民間事業者等	19
	雨水貯留浸透施設	特別交付税措置	特定都市河川浸水被害対策推進事業	当該事業で民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設の整備費用の一部を都道府県等が負担する場合、負担額の5割について特別交付税措置を講ずる	・流域水害対策計画に基づく浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定が5年以内になされる見込みであること。 ・当該特定都市河川流域内で、立地適正化計画を作成済又は作成に向けた具体的な取組を開始し公表している市町村において、概ね5年以内に当該計画に防災指針が記載される見込みであること。 ・指定区間内の一級河川又は二級河川において、雨水貯留浸透施設又は二級堤を市区町村、民間事業者等が整備する場合、都道府県又は政令指定都市が四分の一を目安に負担するものに限る。	1/2	1/4(5割を特別交付税措置)	-	民間事業者等 1/4	国土交通省	地方公共団体(都道府県等)	19※再掲
	雨水貯留浸透施設	交付金	流域貯留浸透事業	一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能を持つ施設の整備	①以下の条件を満たすもの a) 一級河川又は二級河川の流域内の事業である ・貯留若しくは浸透又はその両方の機能を持つ施設の整備等を地方公共団体又は地方公共団体の助成を受けて民間事業者等が行う事業である ・通常の河道改修方式と比較して経済的である ②以下のいずれかに該当するもの ・公共または民間の敷地を500㎡以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ事業、ただし、条件付きで複数施設で500㎡以上の規模でも可。(詳細は交付要綱を参照) ・個人宅の敷地内等に、貯留・浸透機能を持つ簡易な施設を設置する事業。ただし、流域面積20km ² 以下および流域内の浸透・貯留能力が500m ³ 以上または300m ³ 以上であることが必要。 ・新規の住宅開発において、一団地内における対象施設を合わせた規模及び能力が500m ³ 以上または300m ³ 以上 ・既設の暫定調整池、池沼又は溜め池で、河川管理者又は地方公共団体が公共施設として管理する施設を改良する事業。ただし条件付き(詳細は交付要綱を参照) ③法定計画等の確認 ・流域水害対策計画、100mm/h安心プラン、内水被害等軽減対策計画又は流域分担計画との整合が図られている ※民間企業等が施工する場合の国費負担は、事業費の1/3を上限とし、地方公共団体が負担する額の1/2とする	1/3	1/3(※)	-	民間企業等 1/3(※)	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)、民間事業者等	20
	雨水貯留浸透施設(特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域において同法第11条に基づき認定計画に基づき設置されたもの)	税制特例	浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置(固定資産税)	流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく認定計画に基づき民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を1/6～1/2とする。	市町村による条例制定	-	-	-	1/6～1/2	国土交通省	民間事業者等	21
	地方公共団体が助成する雨水流出抑制施設 等	交付金	新世代下水道支援事業	水循環を良好な状態に維持・回復する施策を支援しているため、または雨天時に公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための下水道施設の整備	次のいずれかの要件を満たすこと a) 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造を行うこと。 b) 水質保全のため合流式下水道の越流水対策が喫要で、かつ雨水の流出抑制に必要な地域において貯留浸透機能を有する下水道施設を整備すること c) 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において不要になった浄化槽の活用又は雨水貯留浸透施設の設置により雨水の流出抑制を図る者に対し地方公共団体が助成を行っていること。	1/3	-	1/3	1/3	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	22

流域治水対策等の主な支援事業

	内容	支援策	交付金等	交付対象事業	主な要件等	事業費負担割合				所管官庁	支援先	掲載箇所
						国	都道府県	市町村	その他			
流域の雨水貯留浸透機能の向上・治水機能の保全	・雨水貯留浸透施設 地方公共団体が助成する ・透水性舗装 ・防水ゲート、止水板等	交付金	下水道浸水被害軽減総合事業	内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフト含めて総合的に実施する都市浸水対策	次のいずれかの要件を満たすこと ① 駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、次のいずれかに該当する地区 ア 過去10年間に3回以上の浸水実績があり、当該浸水の延べ浸水面積が1.5ha以上である地区 イ 過去10年間に浸水面積が1ha以上の浸水実績がある地区 ウ 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(防災拠点及び避難地)又は高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在し、過去10年間に浸水実績がある地区 エ 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、次のいずれかに該当する地区 1) 浸水面積が1ha以上想定される地区 2) 過去10年間の延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が200戸以上で、床上浸水回数が2回以上発生し、未解消となっている地区 ③ 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、床上浸水被害戸数が50戸以上、浸水被害戸数が200戸以上想定される地区 ④ 100mm/h安心プランに登録された地区 ⑤ 特定都市河川流域に指定された地区	1/3	-	1/3	1/3	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	23
	雨水貯留浸透施設 ・住宅地事業と関連して整備が必要となる防災調整池等	交付金	住宅市街地基盤整備事業	住宅地事業に関連する一級河川又は二級河川における、計画高水流量を低減する調節池等の整備等	・重点供給地域、都市再生緊急整備地域等については、公的住宅を含め概ね100戸又は5ha以上 ・全国のDDI地区等における低層住宅密集市街地、市街化区域内農地等の介在地域等については、住環境要整備要件を満たし、概ね5年以内に100戸又は5ha以上の供給が見込まれること ・計画的に開発された住宅団地において良好な居住環境の形成を図る旨が住生活基本計画、地域住宅計画等に位置付けられた地域については、100戸以上の住宅に効果のある住宅ストック改善事業であること	4/10	-	-	-	国土交通省	地方公共団体	
	内水被害等軽減対策計画	-	本計画を登録することにより、 ・交付金重点配分対象 ・流域貯留浸透事業の交付要件緩和等	＜策定主体＞ 河川管理者と下水道管理者とし、流域対策を実施する連携事業者と協力すること。	・河川管理者による河川の整備、下水道管理者による下水道の整備及びソフト対策を実施することを必須とし、それらに加え、流域治水推進の取組である、雨水貯留浸透施設の整備や「田んぼダム」の取組、土地利用の工夫等の流域対策等を一体的に実施する取組を定めた計画を登録すること。	-	-	-	-	国土交通省	＜策定主体＞ 河川管理者と下水道管理者等	24
	100mm/h安心プラン	-	本プランを策定することにより、 ・交付金重点配分対象 ・流域貯留浸透事業の交付要件緩和等	＜策定主体＞ 市町村および河川管理者、下水道管理者等	・河川及び下水道整備における従来の目標とする計画降雨を超える局地的大雨を対象とするものであること。 ・行政機関(河川管理者・下水道管理者等)が役割分担し、住民(団体)や民間企業等の参画のもと、住宅地や市街地の浸水被害を軽減する取組(ソフト対策含む)を実施するものであること。 ・浸水被害軽減のための集中的対応等に重点を置くものであること。 ※R6年度より新規募集停止	-	-	-	-	国土交通省	＜策定主体＞ 市町村および河川管理者等	25
	流域治水型の災害復旧制度(輪中堤、遊水地の整備)(令和4年度～)	-	災害復旧事業 災害復旧事業査定設計委託費補助	・河川整備計画への位置づけ等を条件として、災害復旧事業により、下流における追加の改修を必要としない対策(輪中堤、遊水地の整備)を実施可能にする。 ・加えて、輪中堤、遊水地に係る査定設計委託費を補助	1)適正に維持管理されている堤防があること 2)越水していること 3)背後地に集落地、主要交通幹線路等があり浸水被害があること 4)災害査定時点で河川整備計画又は流域水害対策計画が策定されており、当該計画における輪中堤又は遊水地の整備内容が記載されていること 5)当該災害復旧事業の工事後においても、当該災害を与えた洪水により浸水が想定される区域について、災害危険区域又は浸水被害防止区域の指定方針が策定され、指定することが明らかであること 6)当該災害復旧事業に係る事業費が、従前の原形復旧の運用どおり、被災水位までの越水防止する復旧事業(越水させない原形復旧)に係る事業費を上回らないこと	2/3	1/3	-	-	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)	26
	遊水地内の堆積土砂撤去(令和5年度～)	-	災害復旧事業	土砂等の堆積により遊水地の洪水調節機能や施設機能(水門や排水路等)を阻害する場合の当該土砂等の撤去	1)土砂については1,000m3以上、流木については500m3以上の堆積が生じた場合 2)前項の数量以下であっても、遊水地に係る河川管理施設等の機能に支障を及ぼす場合	2/3	1/3	-	-	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)	27
氾濫が発生した場合でも、氾濫量の抑制や水防活動等により被害を軽減	農業水利施設の活用	直轄	国営かんがい排水事業※再掲	施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備等	農業水利施設の新設、廃止又は変更で、次の全てに該当するもの (1)治水協定を締結済み又は締結する見込み (2)治水協定ダムの洪水調節に利用可能な容量の増大 (3)受益面積が500ha以上(畑にあっては、100ha以上)等	2/3等	30%等	3.4%等	(農業者)0.0%	農林水産省	直轄事業	2※再掲
		補助金	水利施設整備事業※再掲	施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備等 農業用ダムにおける水利利用の調査及び洪水調節効果の検証等 市街地・集落を含む農村地域の排水を担う排水施設の整備	農業水利施設の新設、廃止又は変更で、 (1)洪水対策型 次の全てに該当するもの ア 治水協定を締結済み又は締結する見込みがある水系で実施すること イ 洪水調節に利用可能な容量の増大又は事前放流等の円滑な実施に必要な施設整備であること ウ 緊急水管理システム整備については、河川管理者にデータを提供するための機器の整備に限り、治水協定により新たに整備を要するダムであること等 (2)流域治水推進型 次の全てに該当するもの ア 受益面積がおおむね200ha以上、かつ、そのうち5割以上の面積で「田んぼダム」の取組が実施又は実施見込みであること イ 次のいずれかに該当する地域で実施すること (ア)流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は事業実施年度中に策定・公表される見込みの水系 (イ)治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系 (ウ)地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの	(1)50.0%等 (2)50.0%等	32.0%等	18.0%等	(農業者)0.0%	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、土地改良区)	3※再掲
		直轄	国営総合農地防災事業	市街地・集落を含む農村地域の排水を担う排水施設の整備や洪水調節機能の強化に資する施設の整備等	(1)一般型 農業用排水施設の新設、廃止又は変更で、次の全てに該当するもの ア 受益面積がおおむね3,000ha以上(北海道にあってはおおむね1,000ha以上)であり、かつ、機能の低下している施設に係る受益面積が当該地積の2/3以上 イ 総事業費がおおむね100億円以上 ウ 末端支配面積がおおむね300ha(畑に係るものにあっては100ha)以上 (2)豪雨災害対策型 農業用排水施設の新設、廃止又は変更で、次の全てに該当するもの ア 受益面積がおおむね3,000ha以上(北海道にあってはおおむね1,000ha以上) イ 総事業費がおおむね100億円以上 ウ 末端支配面積がおおむね300ha(畑に係るものにあっては100ha)以上 ただし、流域治水プロジェクトが策定された水系で実施するもの等の一定の要件を満たす場合にあっては、おおむね100ha以上 エ おおむね過去10年間に想定を上回る豪雨による農地、農作物及び農業水利施設に関する被害額が当該地域の農業取得額の10%を超えた地域で実施	(1)2/3等 (2)2/3等	30.0%等	3.4%等	(農業者)0.0%	農林水産省	直轄事業	28
		補助金	基幹水利施設管理事業※再掲	流域治水プロジェクト等に位置付けられた国営造成施設の維持管理	ダム、頭首工等及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路であって、 (1)一般型(次の全てに該当するもの) ア 国により都道府県または市町村へ管理委託された施設 イ 1施設当たりの受益面積が概ね1,000ha以上(畑にあっては300ha以上) ウ 非農地率概ね10%以上 エ 施設の規模等に係る要件に該当する施設又は流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設 (2)特別型(次の全てに該当するもの) ア 国により都道府県へ管理委託された施設 イ 1施設当たりの受益面積が概ね3,000ha以上 ウ 非農地率が概ね20%以上 エ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの	(1)30.0%(流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設は1/3) (2)1/3(平成7年度以前採択地区は40.0%)	国の補助残については、都道府県、市町村、その他(土地改良区等)で協議した上で負担割合を決定			農林水産省	地方公共団体(県、市町村)	4※再掲